

豊島区障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱

令和 2 年 月 28 日

保健福祉部長決定

一部改正 令和 5 年 4 月 3 日

一部改正 令和 6 年 2 月 22 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)に規定する指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者、指定特定相談支援事業者並びに児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に規定する指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者、指定障害児相談支援事業者(以下これらを「障害福祉サービス事業者等」という。)に対して、豊島区(以下「区」という。)が実施する指導及び監査について、必要な事項を定めるものとする。

(指導及び監査の目的)

第 2 条 指導及び監査は、障害者総合支援法、児童福祉法その他の法令及び東京都(以下「都」という。)の条例及び規則、区の条例、規則及び要綱等で定める最低基準、指定基準等(以下「基準等」という。)に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、障害福祉サービス事業者等のサービスの質の確保及び自立支援給付に係る費用等の支給の適正化を図り、もって区における障害者及び障害児の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(指導方針)

第 3 条 指導は、障害福祉サービス事業者等に対し、基準等に定めるサービス内容及び自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について、周知徹底するとともに、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指導を行うことを主眼として実施する。

(指導形態)

第 4 条 指導の形態は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

集団指導は、指導の対象となる障害福祉サービス事業者等に対し、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 実地指導

実地指導は、障害福祉サービス事業者等の事業所又は施設において実地で行う。ただし、実地指導を効率的かつ効果的に行うため、必要に応じて一定の場所において個別に指導を行うことができる。

(指導形態の選定基準)

第5条 区長は、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、次に掲げる選定基準に基づいて指導対象となる障害福祉サービス事業者等の選定を行う。

(1) 集団指導の選定基準は、次のとおりとする。

- ア 新たにサービスの提供を開始した障害福祉サービス事業者等であって、当該サービスを提供している期間がおおむね1年以内であるもの
- イ その他集団指導を行うことが適当と認められる障害福祉サービス事業者等

(2) 実地指導の選定基準は、次のとおりとする。

- ア 都及び区で実施した過去の実地指導において、指摘事項の改善が図られていない障害福祉サービス事業者等
- イ 過去の指摘事項の改善状況の確認が必要な障害福祉サービス事業者等
- ウ 事業開始後実地指導を実施していない障害福祉サービス事業者等
- エ 相当の期間にわたって、実地指導を実施していない事業所等
- オ 前年度及び前々年度において、集団指導を実施した障害福祉サービス事業者等
- カ 業務管理体制の整備に関して必要があると認められる障害福祉サービス事業者等
- キ 通報、苦情の申立て、自立支援給付等の請求の状況などにより、その運営の状況を確認する必要があると認められる障害福祉サービス事業者等
- ク その他実地指導を行うことが適当と認められる障害福祉サービス事業者等

(指導の実施方針及び実施計画)

第6条 区長は、指導を効率的かつ効果的に実施するために、指導の重点事項等を掲げる障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施方針（以下「実施方針」という。）及び実施指導に係る基準（以下「指導検査基準」という。）を別に定めるものとする。

2 区長は、実施方針に基づき、指導の実施時期その他必要な事項を定めた当該年度の指導の実施計画を作成するものとする。

(調査書等の提出)

第7条 区長は、必要があると認めたときは、指導の実施に当たって、障害福祉サービス事業者等から調査書その他指導に必要となる書類等の提出を求めるものとする。

(指導の実施方法)

第8条 指導の実施方法は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

- ア 指導通知 区長は、指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を、当該障害福祉サービス事業者等に文書により通知する。
- イ 指導方法 自立支援給付に係る費用等の支給関係事務、請求内容、制度改正の内容及び過去の指導事例等について、講習等の方式で行う。

(2) 実地指導

- ア 指導通知 区長は、指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ実地指導の根拠規定、日時、場所、担当者、実地指導に立ち会ふべき者、準備すべき書類等を当該障害福祉サービス事業者等に文書により通知する。ただし、区長がやむを得ない事情があると認めるときは、実地指導の開始時に当該文書を交付することによって行うものとする。
- イ 指導方法 指導検査基準等に基づき、関係書類を閲覧し、関係者との面談方式により行う。
- ウ 指導の結果 区長は、指導の結果、改善を要すると認められた事項（以下「改善事項」という。）については、当該障害福祉サービス事業者等に対して、その旨を後日文書により通知する。
- エ 改善報告書の提出 区長は、ウにより、当該障害福祉サービス事業者等に対して、通知した場合は、原則として通知日の翌日から起算して30日を期限として、改善報告書の提出を求めるものとする。
- オ 指導体制 実地指導は、2人以上の区の職員により指導班を編成して実施する。
- カ 必要書類等の提出 実地指導の実施に当たっては、当該障害福祉サービス事業者等に対し、あらかじめ指導に必要となる書類の提出を求めることができる。
- キ その他 区は必要と認めるときは、障害者総合支援法第11条の2及び児童福祉法第57条の3の4第1項の規定に基づき、指導及びこれに係る事務の一部を指定事務受託法人に委託することができるものとする。

(実地指導後の措置)

- 第9条 区長は、実地指導の結果、指摘した事項について改善が不十分な障害福祉サービス事業者等に対しては、必要に応じて、再度、実地指導を行う。
- 2 区長は、実地指導の結果、第11条に定める監査の選定基準に該当すると判断した場合は、次条から第12条までに定めるところにより速やかに監査を行う。

- 3 区長は、実地指導の結果、障害福祉サービス事業者等のサービスの内容又は自立支援給付に係る費用等の請求に関し、不正又は不当な事実を確認したときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、自立支援給付に係る費用等の自主返還等を行うよう指導する。
- 4 区長は、実地指導の結果、前条第2号エの改善報告の提出があった場合、改善事項及び改善状況については、情報の公開に努めるものとする。

(監査方針)

第10条 監査は、障害福祉サービス事業者等のサービス内容及び自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について不正又は著しい不当が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼とする。

(監査の選定基準)

第11条 監査は、障害福祉サービス事業者等が、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) サービス内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (2) 自立支援給付に係る費用等の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (3) 基準等に係る重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。
- (4) 度重なる実地指導によってもサービス内容又は自立支援給付に係る費用等の請求に改善が見られないとき。
- (5) 正当な理由が無く、実地指導への協力を拒んだとき。

(監査の実施方法等)

第12条 監査の実施方法は、次のとおりとする。

(1) 事前調査

区長は、原則として、監査を実施する前に自立支援給付に係る費用等の請求等に係る書面について調査を行うとともに、必要と認められる場合には、障害福祉サービス事業者等のサービスを受けた障害者及び障害児並びにその保護者等に対する聞き取り調査を行う。

(2) 監査の実施等

区長は、監査を実施する必要があると認めるときは、障害福祉サービス事業者等に対し、監査実施通知書を交付した上で、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求めて関係者に対して質問し、又は当該障害福祉サービス事業者等の事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。この場合において、指定権限が都にある事業者について監査を行う場合

は、事前に実施する旨の情報提供を都に対して文書で通知し、結果についても同様に報告する。ただし、都と区が同時に監査を行う場合は、通知を省略することができる。

(3) 監査調書の作成

区長は、監査を実施したときは、当該監査に係る調書を作成するものとする。

(4) 監査の結果通知

ア 区長は、監査の結果、障害福祉サービス事業者等（障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害者支援施設等の設置者に限る。）が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該規定による通知をする。ただし、都と区が同時に監査を行う場合は、通知を省略することができる。

(ア)障害者総合支援法第 49 条第 6 項

(イ)第 50 条第 2 項（同条第 3 項に準用する場合を含む）

イ 区長は、監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められるときは、第 8 条第 2 号に規定する実地指導に準じた方法その他適宜の方法により、必要な指導又は助言を行うものとする。

(5) 監査体制等

ア 監査の実施に当たっては、原則として、実地指導を行う区の職員を中心として 2 人以上の監査班を編成し実施する。

イ アにかかわらず、監査は、問題の性質等に応じて、副参事以上の職にある者を長とする区の職員 3 人以上の特別班を編成して実施することができるものとする。

（監査後の措置）

第 13 条 区長は、障害福祉サービス事業者等が基準等に違反したと認められる場合は、次に掲げる措置を行うことができる。

(1) 行政上の措置

(2) 経済上の措置

2 前項第 1 号の行政上の措置は、障害者福祉サービス事業者等のうち、指定特定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）に限り、次の各号のいずれかの方法により行う。

(1) 勧告

(2) 命令

(3) 指定の取消し等

(勧告)

第 14 条 区長は、監査の結果、指定特定相談支援事業者等が次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、文書により当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

ア 障害者総合支援法第 51 条の 28 第 2 項 同項各号に掲げる措置

イ 児童福祉法第 21 条の 5 の 23 第 1 項

ウ 児童福祉法第 24 条の 16 第 1 項

エ 児童福祉法第 24 条の 35 第 1 項 同項各号に掲げる措置

2 前項の規定による勧告(以下「勧告」という。)を受けた指定特定相談支援事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

3 区長は、勧告をした場合において、その勧告を受けた指定特定相談支援事業者等が勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(命令)

第 15 条 区長は、勧告をした指定特定相談支援事業者等が、正当な理由がなくその勧告による措置をとらなかったときは、当該事業者等に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを措置命令書により命ずることができる。

2 前項の規定による命令を受けた指定特定相談支援事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

3 区長は、第 1 項の規定による命令をした場合は、その旨を公示する。

(指定の取消し等)

第 16 条 区長は、監査の結果、指定特定相談支援事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合において必要と認めるときは、当該各号に定める措置(以下「指定の取消し等」という。)をとるものとする。

ア 障害者総合支援法第 51 条の 29 第 2 項各号に該当する場合 同項の規定による指定の取消し又は期間を定めてその指定の効力の全部又は一部の停止

イ 児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項各号に該当する場合 同項の規定による指定の取消し又は期間を定めてその指定の効力の全部又は一部の停止

ウ 児童福祉法第 24 条の 17 各号に該当する場合 同項の規定による指定の取消し又は期間を定めてその指定の効力の全部又は一部の停止

エ 児童福祉法第 24 条の 36 各号に該当する場合 同条の規定による指定の取消し又は期間を定めてその指定の効力の全部又は一部の停止

(聴聞等)

第 17 条 区長は、監査の結果、指定特定相談支援事業者等に対し、命令又は指定の取消し等の処分を行う場合は、監査後、当該事業者等に対し、行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 13 条第 1 項各号の規定に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与を行う。

(経済上の措置)

第 18 条 区長は、監査の結果、障害福祉サービス事業者等が、サービス内容又は自立支援給付に係る費用等の請求等に関し偽りその他不正の行為により支給を受けた事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合は、第 13 条第 1 項第 2 号に規定する措置として、障害者総合支援法第 8 条第 2 項又は児童福祉法第 57 条の 2 第 2 項若しくは第 5 項の規定に基づく不正利得の徴収を行うことができる。

2 区長は、前項により不正利得の徴収を行うときは、その徴収額に加え、障害者総合支援法第 8 条第 2 項又は児童福祉法第 57 条の 2 第 2 項若しくは第 5 項の規定により、返還額に 100 分の 40 を乗じて得た額を支払わせることができる。

3 サービスの内容又は自立支援給付に係る費用等の請求等に関し、不正又は不当の事実が認められた場合における当該事項に係る返還期間は、5 年間とする。

(東京都への報告等)

第 19 条 区長は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項について、都に報告するものとする。

- (1) 毎年度における実施計画を策定した場合 当該実施計画
- (2) 指定障害福祉サービス事業者等に対して実地指導しようとする場合 当該実地指導を行う旨
- (3) 前号に定める実地指導を行った場合 実地指導の結果の概要

(連携)

第 20 条 区長は、障害福祉サービス事業者等に対する指導及び監査の実施に当たっては、都及び他の関連機関との連携を図り、効果的に実施するよう努める。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。